

※具体的な記述のあったご意見のみ抜粋して掲載しております。

「さいたま市バリアフリー基本構想」改定に係る意見等

所属・氏名（敬称略）	意見内容	対応
中央大学 稲垣 具志	【基本構想への意見】 1-25「図 1-17 バリアフリー基本構想の改定にあたっての考え方」 図 1-17 の説明では、障害のある人の困難は個人の責任のみによって克服するものではなく、社会的な障壁を取り除く責務は社会全体にあることを説明した上で、基本構想の実践にあたっては、その考えを全ての人々が理解し、意識と行動を変えていくことで、心のバリアフリーが実践され、誰もが暮らしやすい社会が実現するための取組をより一層推進するものであることを説明すべきである。	【P1-17】 図及び説明の表現を修正します。
日本工業大学 野口祐子	【基本構想への意見】 ①2-1「段差解消を優先した施設整備」 段差解消を優先する理由を教えてください。バリアフリーは段差解消だけではなく、総合的なものと思いますので、この表現は適切ではないと考えます。	【P2-1】 表現を修正します。
	【基本構想への意見】 ②3-7 特定事業 事業内容として「心のバリアフリー」にあげられているほとんどが「コミュニケーション支援ボードの設置、運用」ですが、コミュニケーションボードを、「心のバリアフリー」に分類するのは適切ではないと考えます。5 年ほど前に別の自治体の基本構想作成に関与しましたが、その際は「情報のバリアフリー」と「心のバリアフリー」が一緒に扱われており、さらにどちらも曖昧であったため、「案内設備・情報のバリアフリー」と「人的対応・こころのバリアフリー」に分けていただいた経緯があります。コミュニケーションボードは設備ですので、筆談具と同様に扱って良いと思います。それを用いたコミュニケーションは情報保障にあたると思います。その運用については、「こころのバリアフリー」のように対応する人の親切心に依存する行為では適切でないので、「人的対応」といった表現が良いのではないのでしょうか。	【P3-7 以降】 コミュニケーション支援ボードの設置は案内の事業内容とします。コミュニケーション支援ボードの運用は、市全域の取組として、P3-4 の「②心のバリアフリー・人的対応に関する事業」として、「窓口への係員の配置等、人的対応の充実、筆談具・コミュニケーション支援ボード等によるコミュニケーションの確保」という内容とします。

保健福祉局福祉部 中村満良	【基本構想への意見】 P3-3 2. 重点整備地区を中心としたさいたま市全域の取組 ①教育啓発特定事業 事業名「心のバリアフリー促進啓発事業」の備考について 「「車いす使用者用駐車施設の適正利用」や「視覚障害者誘導用ブロックへの違法駐輪の禁止」のポスターの掲示やポケットティッシュの配布」から「心のバリアフリーの促進啓発に係るポスターの掲示やポケットティッシュの配布」に修正	【P3-3】 表現を修正します。
建設局 土木部 小泉 勉	【基本構想への意見】 P.2-9 3) 駅前広場のバリアフリー整備における（トイレ・ベンチ等の整備）について、現在、道路管理者で駅前広場にトイレを設置することとしておりません。他の施設事業が設置することも含めて記載していることと解釈して良いか。	【P2-9】 表現を修正します。
一般社団法人埼玉県バス協会 関根 肇	【その他の意見】 頁 3-7 の大宮地区の②公共交通特定事業（バス）の実施主体について 丸健自動車(株)〔現：丸健つばさ交通(株)〕は、西口駅前広場内に停留所が設置されていないため、実施主体に該当しないのかもしれませんが、西口駅前広場に近接する場所に停留所が設置されており、今後の課題として事業個所の見直し（拡大）等の検討が必要ではないか。	※ご意見を踏まえ、今後検討をしてまいります。
公募委員 吉田江里	【基本構想への意見】 改定案はひとつひとつ実施していくことで、よりバリアフリーになっていくと思いますので、着実に進めて行ってほしいです。	※今後も引き続きバリアフリーの推進に取り組んでまいります。
	【その他の意見】 ①席を譲る等、声かけが恥ずかしいという意見（1－7）。 （譲ります・お助けします）ワッペン等で障害者や高齢者の方から話しかけやすくするのもいいのではないのでしょうか。	※ご意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
	【その他の意見】 ②広い歩道がある場合、交差点の縁石が歩道の間くらいまであり、気を付けないとつまづくことがあります。私、つまづきました。中途半端と思える縁石に何か訳があるのですか。	※歩道内への車両の進入を防ぐなど、歩行者を守る機能も備えています。

	【その他の意見】 ③公共施設に保健室のようなものを設置し、書類申請時の待ち時間に休めると、障害者や高齢者にはうれしい。	※ご意見を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。
(特)さいたま市視覚障害者福祉協会副理事長 中野勇	【基本構想への意見】 大宮地区・北浦和地区・浦和地区・重点指定地域・さいたま新都心・北与野・武蔵浦和地区・岩槻地区の以外の駅周辺のバリアフリーについて調査する必要がある。各駅の駅員配置（障害者、視覚、聴覚、知的）を引き続き、バリアフリーをお願いしたい。	※基本構想の改定に合わせて、重点整備地区以外の駅周辺（推進地区）については、生活関連施設及び経路の見直しを行っています。今後、必要に応じて調査の検討をまいります。 ※各駅の駅員配置につきましては、引き続き鉄道事業者へ要望してまいります。
	【その他の意見】 大宮役所内、誘導ブロックの設置に対して、浦和区民から高齢により視覚障害になってしまい、利便性に困っているとの要請があり、私自身が現場を確認し市役所には誘導ブロックがついておりますが、区役所方面には設置されていないようでしたので、是非、設置をお願いしたいと思います。 122号歩道何度も要請しているが、ゴミや落ち葉、土砂等がたくさんあるので定期的に掃除をお願いしたい。	※ご意見を踏まえ、担当課へお伝えいたします。
認定 NPO 法人彩の子ネットワーク 関昌美	【基本構想への意見】 2-6 以下2点、追加を希望いたします ●妊娠初期は、つわりなど体調不良が起こりやすい状態ですが、外見からはわかりません。妊娠後期になると、お腹が大きくなり、足元が見えにくく、動作もゆっくりになります。 ●公共交通機関の車中などで、周囲の視線が厳しい場合、赤ちゃん・子どもがぐずってしまうことなどへの不安感がさらに強くなり、親子とも緊張状態になってしまいます。	※当該箇所は、国のガイドラインを参考として抜粋したものです。ガイドラインを補足するものとして、追記いたします。

	【基本構想への意見】 2-15 以下、赤字部分の追加を希望いたします ・妊婦や子ども連れなどが、安全であんしんして移動できるよう…… ↓ ・妊婦や子ども連れなどがを、あたたかなまなざしで見守る姿勢を持ち、安全で安心して移動できるよう……	【P2-15】 表現を修正します。
--	--	--